Information まちからのお知らせ

Information 相馬税務署

定額減税に関する説明会

定額減税に関する説明会を税務署主催で開催してお ります。また、その他の説明会における講師派遣を行っ ております。参加ご希望の方は、国税庁の公式LINE からお申し込みください。

定額減税特設サイトもありますので、詳しくは左記 のQRコードを読み取ってください。

定額減税 特設サイト 所得税の定額減税に関する最新の情報はこちら

※ 掲載情報については随時更新

URL: https://www.nta.go.jp/users/gensen/ teigakugenzei/index.htm

問 相馬税務署 法人課 ☎0244-36-3111

Information 福島県災害対策課

「福島県防災ポータル」で災害に備えましょう!

福島県では、県民の皆様が、様々な災害情報や防災 情報を簡単に確認し、迅速な避難をしていただけるよ うに、新しいポータルサイト 「福島県防災ポータル」を 公開しました。

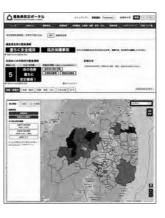
【福島県防災ポータルの概要】

- ■最新の気象情報、道路規制情報や河川の水位情報(ラ イブカメラ画像含む)、避難情報や避難所開設情報 などが地図上に分かりやすく表示されます。
- 地図上に雨雲レーダー、河川氾濫の危険度、道路規 制情報、避難所開設情報を重ね合わせることで、最 寄りの避難所までの安全なルートを確認できます。
- 福島県内の各種ハザードマップを確認できるほか、県 や市町村からの緊急情報や防災に関するお知らせな どが確認できます。

最新の情報を確認し、災害 から命を守りましょう!

確認方法

Webで「福島県 防災 ポータル」と検索するか、 次のQRコードからアク セスしてください。





問 福島県災害対策課 ☎024-521-7194

Information 福島県危機管理課

「福島県防災アプリ」が完成しました!

福島県では、県民の皆様が災害に備え、災害情報や 防災情報を入手し、迅速な避難行動に繋がるよう、「福 島県防災アプリ」を制作しました!

【主な機能】

■各種防災情報のお知らせ(プッシュ通知)

避難情報や気象情報など、各種防災情報をプッシュ 通知でお知らせします。

防災マップの閲覧

土砂災害、洪水、津波などのハザードマップなどを 表示でき、自身がいる場所の危険性を確認できます。

避難所の検索

現在地周辺の指定避難所、指定緊急避難場所の自 動検索ができ、避難行動を支援します。

グループ登録をしたユーザー同 士で位置情報を共有し、安否状況 や避難状況を登録・確認できます。

避難計画の作成

防災ガイドブックの閲覧、自分 に合った避難計画マイ避難シート を作成できます。



「福島県防災アプリ」をダウンロー ドして、日頃から災害に備えましょう!

ダウンロード方法

Webで「福島県防災アプリ」と検索してください。

問 福島県危機管理課 ☎024-521-8651

Information 健康福祉課

原子力災害被災地域における医療・介護保険料など 減免措置に係る令和6年度以降の取扱いについて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災および 福島第一原子力発電所事故に伴う医療・介護保険など の一部負担金や保険料(税)の免除措置について、一 定以上の所得者を除き継続されております。

減免措置の見直しについては、令和3年3月9日に 閣議決定された「「第2期復興・創生期間」以降にお ける東日本大震災からの復興の基本方針」において、 「被保険者間の公平性などの観点から、避難指示解除 の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩 和措置を講じながら、適切に見直しを行う」こととさ れております。

この閣議決定を踏まえた国からの令和4年4月8日 付け通知に基づき、令和6年度以降の取扱いは右のと おりとなります。

平成23年3月11日時点で広野町に住民票があった 方(または世帯)(※)

※平成26年度までに避難指示などが解除された地域

・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の

保険料(税)

令和4年度まで・・・全額減免 令和5年度 ・・・1/2減免 令和6年度以降・・・減免終了

・国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の一部 負担金(利用者負担)

令和7年3月末まで・・・・免除継続

令和7年4月1日以降・・・免除終了

平成23年3月11日時点で平成27年度以降に避難 指示などが解除された地域に住民票があった方は、減 免措置の終了時期が上記とは異なります。詳しくは、 平成23年3月11日時点で住民票のあった自治体へお 問合せください。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

Information 健康福祉課

「特別弔慰金」と記載のある国債をお持ちの戦没者等の ご遺族のみなさまへ

特別弔慰金とは

「特別弔慰金」とは「戦没者等の遺族に対する特別 弔慰金」のことで、先の大戦で公務などのため国に殉 じたもとの軍人、軍属および準軍属の方々に思いをい たし、終戦の節目の機会をとらえ、国として改めて弔 慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に支給する特別 弔慰金(記名国債)のことです。一定の日(基準日) において、恩給法による公務扶助料、特例扶助料、戦 傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金、遺族給与 金などの受給権がある遺族がいない場合に、残された 遺族に対して支給されます。

現在の特別弔慰金は次のとおりです。

第11回特別弔慰金

(令和3年から5年償還 額面25万円)

※令和5年3月31日をもちまして請求受付を終了し ております。

国債受取後の手続きについて

(1) 国債の償還金の受領

支払期日が来たら、国債の記名者(国債裏面の「記 名欄 に記載された方) があらかじめ届け出た郵便局 など(国債裏面の「償還金支払場所欄」に記載された 郵便局など)において、請求時に届け出ている印鑑を 押印した国債の賦札と引き替えに、償還金を受け取る ことができます。

なお、令和6年の償還日は令和6年4月15日(月) となります。

(2) 国債の記名者が死亡したとき

未償還の国債(残りの賦札)があるときは、記名者 の相続人が償還金支払場所 (郵便局など) で、国債の 記名変更をすることで、引き続き償還金を受け取るこ とができます。

(3) その他の手続き

償還金支払場所の変更、国債の紛失、汚損、き損に ついては、すべて償還金支払場所(郵便局など)で手 続きをしてください。

これらの手続きに必要な書類などについては、償還 金支払場所(郵便局など)へお問い合わせください。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

17 2024.4 広報ひろの 2024.4 広報ひろの 16